

施設等利用給付のご案内

～幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等の利用料無償化～

伊丹市教育委員会事務局 教育保育課

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

TEL 072-784-8035

https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/KODOMO/HOIKU/YOJIKYOIKU_MUSHOKA/index.html



20230901

目 次

【1】 幼児教育・保育の無償化について.....	3
＜ 概 要 ＞.....	3
《 学年表 》.....	4
＜ 企業主導型保育施設を利用している場合 ＞.....	4
【2】 施設等利用給付認定について	5
1 対象者・対象施設等.....	5
2 保育の必要性の事由.....	6
3 施設等利用給付認定申請の流れ.....	7
【3】 認定に必要な手続	8
1 提出先・提出期限.....	8
2 必要書類.....	8
(1) 保育の必要性のない場合【施設等利用給付第1号認定】.....	8
(2) 保育の必要性がある場合【施設等利用給付第2号・第3号認定】	8
＜ 認可保育所の入所待機児童について ＞.....	9
3 保育の必要性を証明する書類	10
【4】 施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合	11
1 提出先・提出期限.....	11
2 必要書類.....	11
(1) 認定区分に変更（新2・3号 ⇄ 新1号）が生じる場合.....	11
(2) 認定区分に変更が生じない場合.....	12
(3) 新2号又は新3号認定の方が、同じ事由で認定期間を更新する場合	13
3 注意事項.....	14
【5】 施設等利用費の請求について（償還払い）	15
1 償還払いまでの流れ.....	16
2 施設から受け取る書類	16
3 提出先・提出期限.....	16
4 提出書類.....	17
(1) 認定こども園・幼稚園に通う新2号又は新3号認定者が教育時間終了後に利用し た預かり保育料の請求を行う場合.....	17
(2) 幼稚園・認定こども園の利用がなく、一時預かり事業を利用している、認可外保 育施設等を利用している新2号又は新3号認定者が利用料の請求を行う場合.....	17
(3) 新2号又は新3号認定者が教育時間終了後に利用した預かり保育料と、一時預か り事業、認可外保育施設、病児保育の併用分の請求を行う場合	17

5 注意事項.....	17
6 施設等利用費の給付額算定例	18
(1) 幼稚園（私学助成）等の入園料、保育料.....	18
(2) 預かり保育料.....	19
(3) 認可外保育施設等を複数利用する場合.....	20
【6】よくある質問.....	21
【7】市内の施設等利用給付対象施設一覧.....	23

【1】幼児教育・保育の無償化について

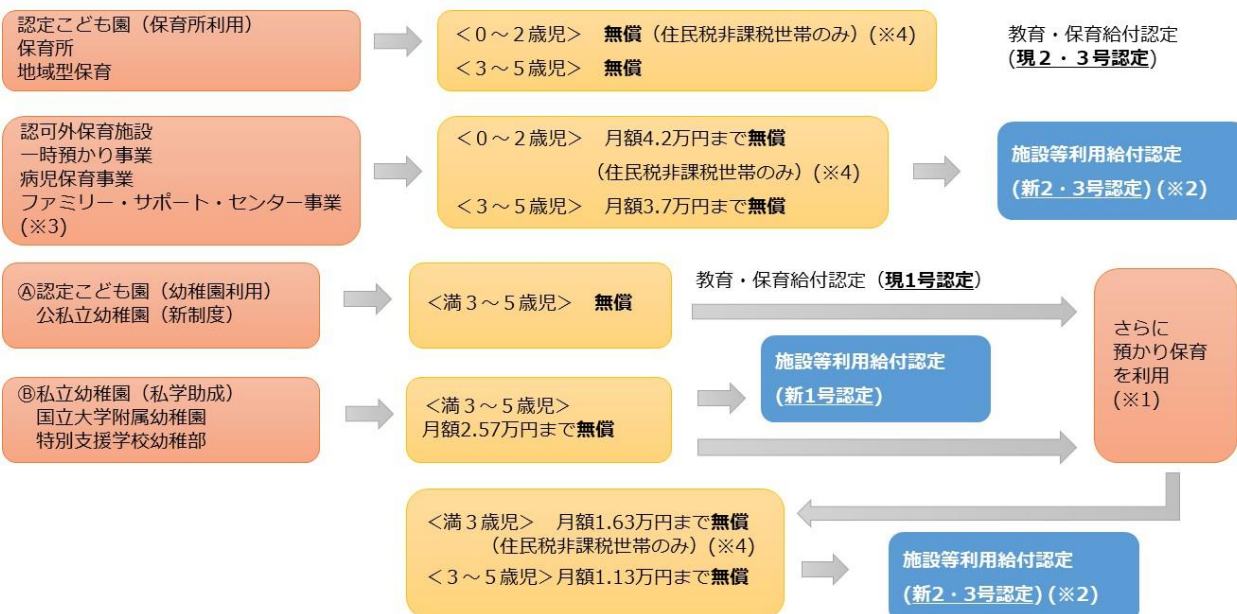
幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定申請が必要となります。

本冊子では、幼稚園（私学助成）等、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する方の無償化制度（施設等利用給付認定）について主に案内しています。以下をご参照の上、必要な手順をお願いします。

< 概 要 >

保育の必要性がある場合（保護者が働いている、疾病等で保育ができないなど）

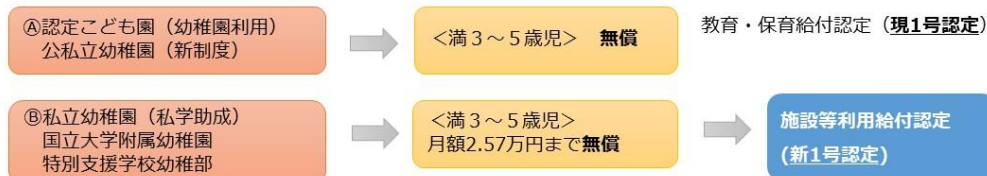
利用している施設や事業は？



- ※ 1. 在籍園で預かり保育を実施していない場合等は認可外保育施設も対象となる場合があります。
- ※ 2. 施設利用後に利用費請求（施設が発行する領収書・提供証明書を添付）が必要となります。
- ※ 3. 認可保育施設を利用している場合は、無償化の対象となりません。
- ※ 4. 住民税非課税世帯、生活保護受給者又は里親である保護者

保育の必要性がない場合（専業主婦（夫）家庭など）

利用している施設や事業は？



◆伊丹市内の認定こども園・幼稚園

④認定こども園（幼稚園利用） 公私立幼稚園（新制度）	⑤私立幼稚園（私学助成）
公立幼稚園・認定こども園 王たるキリスト幼稚園 西伊丹保育園 いずみ幼稚園 白ゆり幼稚園 伊丹ひまわりこども園	二葉幼稚園 月影幼稚園 ロザリオ幼稚園 美鈴月影幼稚園 野間幼稚園

※市外施設については、各施設
にお問い合わせください。

◆現1～3号認定（教育・保育給付認定）※1

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設・サービス
現1号	満3歳以上	なし	認定こども園（幼稚園利用） 幼稚園（新制度）
現2号		あり	認定こども園（保育所利用） 保育所
現3号	満3歳未満		認定こども園（保育所利用） 保育所 地域型保育事業所

◆新1～3号認定（施設等利用給付認定）※1

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設・サービス
新1号	満3～5歳児クラス	なし	幼稚園（私学助成） 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
新2号	3～5歳児クラス	あり	認定こども園（幼稚園利用）・幼稚園 ＋ 預かり保育 認可外保育施設、ベビーシッター、 一時預かり、病児保育、 ファミリー・サポート・センター事業
新3号	0～2歳児クラス （満3歳児クラス） ※市民税非課税世帯のみ		

※1 現〇号は「教育・保育給付認定」、新〇号は「施設等利用給付認定」の便宜上の名称です。

《学年表》

学年は、その年度の4月1日時点における満年齢で決まります。

2023 年度		2024 年度	
2022.4.2 以降生	0歳児	2023.4.2 以降生	0歳児
2021.4.2～2022.4.1 生	1歳児	2022.4.2～2023.4.1 生	1歳児
2020.4.2～2021.4.1 生	2歳児	2021.4.2～2022.4.1 生	2歳児
2019.4.2～2020.4.1 生	3歳児	2020.4.2～2021.4.1 生	3歳児
2018.4.2～2019.4.1 生	4歳児	2019.4.2～2020.4.1 生	4歳児
2017.4.2～2018.4.1 生	5歳児	2018.4.2～2019.4.1 生	5歳児



＜企業主導型保育施設を利用している場合＞

利用には「従業員枠」と「地域枠」があり、無償化の対象となるのは、保育の必要性のある世帯です。「地域枠」利用の子どもが無償化の対象となるためには、市の教育・保育給付認定（現2号・現3号）を受ける必要があります。遡っての認定はできませんので、利用前に書類を提出してください。なお、必要な手続きの詳細については、施設に確認してください。

【2】施設等利用給付認定について

幼稚園（私学助成）等、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用する子どもが幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

ただし、以下の子どもは施設等利用給付認定を受けることはできません。

- ◆ 教育・保育給付認定において、2号認定・3号認定を受けている子どもであって、保育所・小規模保育事業所等の認可保育所を利用している場合
- ◆ 企業主導型保育事業を利用している場合（一時利用除く） ⇒【P.4 参照】

1 対象者・対象施設等

次の区分ごとの要件に該当する子どもで対象施設・サービスを利用する場合に、施設等利用給付認定を受けることができます。

また、既に教育・保育給付第2号又は第3号認定を受けている子どもで、教育・保育給付第2号又は第3号認定を受けてから勤務状況等に変更がなく、就労を継続しており、下記表の対象施設・サービスを利用している場合は、施設等利用給付認定を受けたものとみなすことができる場合があります（ただし、教育・保育給付認定の0～2歳児クラス（満3歳クラス）においては、市民税非課税世帯に限ります）。⇒【P.9＜認可保育所の入所待機児童について＞参照】

◆ 施設等利用給付認定

認定区分	対象	保育の必要性	対象施設・サービス※4
新1号	満3※1～5歳児クラスであって以下の2・3号認定以外の子ども	なし	幼稚園（私学助成） 国立大学附属幼稚園 特別支援学校幼稚部
新2号	3～5歳児クラス※2	あり 【P.6 参照】	①認定こども園（幼稚園利用）・幼稚園 ＋ 預かり保育事業 ②認可外保育施設 （居宅訪問型保育事業「ベビーシッター」含む） ③一時預かり事業 ④病児保育事業 ⑤ファミリー・サポート・センター事業
新3号	0～2歳児クラス※3 （満3※1歳児クラス） ※市民税非課税世帯※5のみ		

※1 満3歳に達する日（誕生日の前日）から最初の3月31日まで

※2 満3歳に達する日以後最初の4月1日から小学校就学前

※3 満3歳に達する日以後最初の3月31日まで

※4 施設が所在する市で確認を受けた施設・サービスのみが対象です ⇒【P.22～参照】

※5 市民税非課税世帯、生活保護受給者、里親である保護者又はファミリーホームを行う者

【P.4＜学年表＞参照】

2 保育の必要性の事由

認定こども園・保育所・地域型保育事業所や企業主導型保育事業を利用していない子どもで、幼稚園の預かり保育・認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）を利用した場合の利用料が無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」（施設等利用給付認定第2号又は第3号）を受ける必要があります。

就学前の子どものうち、その保護者のいずれもが、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合、認定を受けることができます。

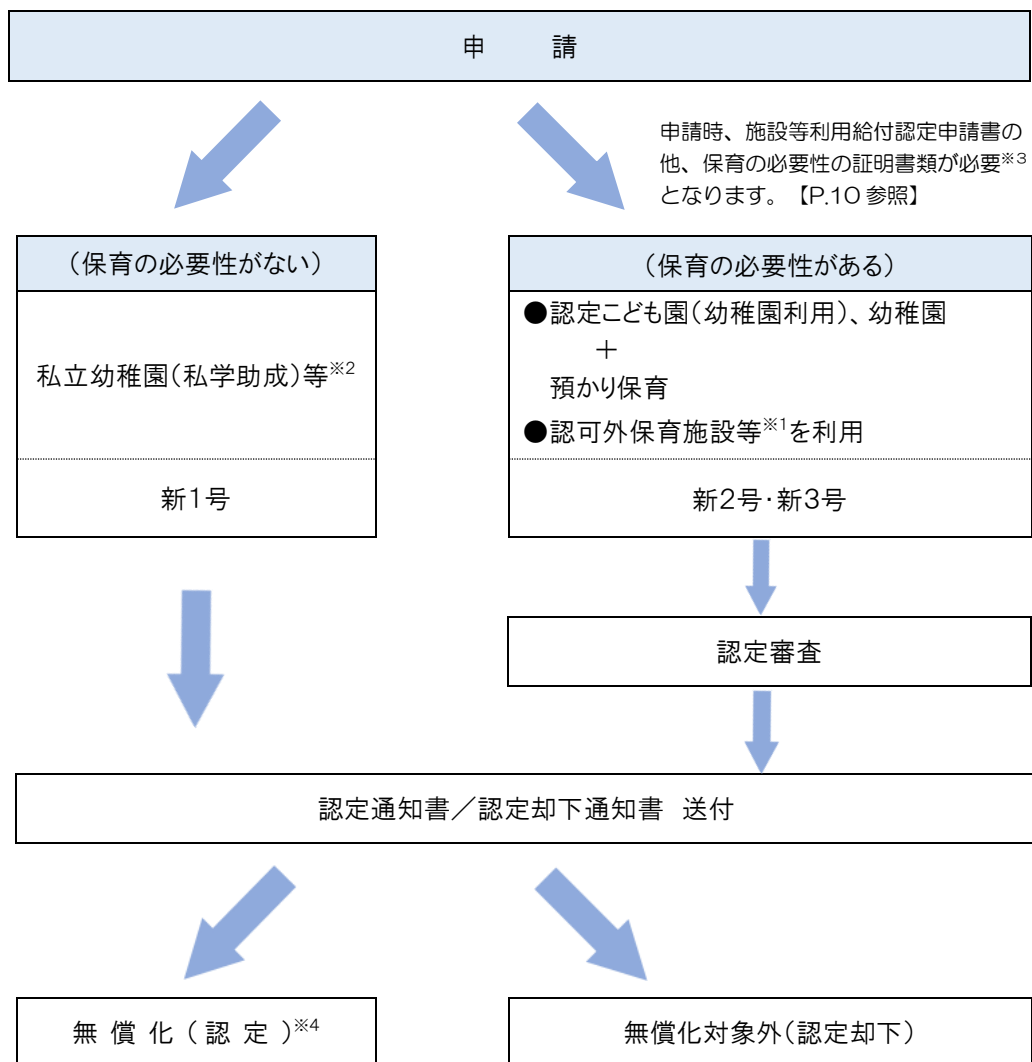
次に掲げる認定事由に該当しない場合は、無償化の対象外となります。

事由	保護者の状況	認定期間
就労・就学	月64時間(週16時間)以上の就労(就学)をしている場合 ※夜間就労(保育施設の開所時間外)も可	就労:子どもの小学校就学前まで
		就学:卒業(修了)予定日の属する月の月末まで
妊娠・出産	母の出産予定日前8週間(多胎の場合は10週間)又は産後8週間以内の場合	予定日の8週(多胎児は10週)前の日の属する月の1日から産後8週間目の日の翌日の属する月末日まで 例)出産予定日が6月15日の場合、認定期間は4月1日～8月31日。 実際は6月1日に出産した場合、満了日は7月31日に変更。
疾病・障がい	保護者の疾病や心身の障がいにより子どもの保育ができない場合	子どもの小学校就学前まで又は診断書記載の療養期間満了日まで
親族の介護	親族を常時介護・看護していることにより子どもの保育ができない場合	子どもの小学校就学前まで又は介護・看護・付添が不要となるまで
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあたっているため子どもの保育ができない場合	災害復旧にあたらなくなるまで
求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的にしている場合	3か月間
虐待やDV	公的書類の提出が必要	必要な期間

3 施設等利用給付認定申請の流れ

原則として、以下の流れで認定申請を行います。

また、既に幼稚園、認可外保育施設等^{※1}を利用している方で、新たに保育の必要性が生じた場合は、申請日以降より認定を受けることができます。遡っての認定は受けられません。



※1 認可外保育施設の他、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）を利用するもの

※2 幼稚園（私学助成）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚部のみを利用するもの

※3 既に、教育・保育給付認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所に入所できず認可外保育施設等を利用する場合、申請の添付書類を省略できる場合があります。

※4 預かり保育や認可外保育施設等の無償化の対象になるためには、新2号・新3号の認定を受ける必要があります。

【3】 認定に必要な手続

1 提出先・提出期限

【提出先】 在籍する施設^{※1} 又は 教育保育課（郵送可）

【提出期限】 4月入園以外：認定希望月の前月 20 日

4月入園 ： 1 月末日までの提出にご協力ください

原則、認定を希望する月の前月 20 日までに必要書類一式を提出いただき、希望月の 1 日からの認定となります。認定開始日の遡及はできませんので、事前申請をお願いいたします。

※1 施設経由での提出が可能かは、施設でとりまとめる場合があるため、施設に確認してください。施設経由により締切日までに教育保育課が受理できない場合がありますので、ご注意ください。

2 必要書類

(1) 保育の必要性のない場合【施設等利用給付第 1 号認定】

① 施設等利用給付認定・変更申請書 <様式 1 号>

(2) 保育の必要性がある場合【施設等利用給付第 2 号・第 3 号認定】

次の書類をご提出ください。①②は全員、③④は該当する方のみ。

① 施設等利用給付認定・変更申請書 <様式 2 号>

② 保護者全員分の保育の必要性を証明する書類^{※1} <就労証明書等>⇒【P.10 参照】

③ 保護者全員分の市民税所得割額を確認できる書類^{※2}（新3号で1月1日時点、伊丹市に住民票がない方のみ）、生活保護受給者証 又は 里親やファミリーホームを行う者であることを確認できる書類

※1 既に、教育・保育給付認定第2号又は第3号を受けている子どもであって、認可外保育施設等を利用する場合、省略できることがあります。

⇒【P.9<認可保育所の入所待機児童について>参照】

※2 新3号認定は非課税世帯が対象となりますので、課税状況の確認が必要となります。

1 月 1 日時点で伊丹市に住民票がない場合、書類の提出が必要となりますので、以下を確認してください。

認定月	非課税世帯の確認対象根拠
令和4年9月～令和5年8月	令和4年度の市民税所得割額
令和5年9月～令和6年8月	令和5年度の市民税所得割額

＜令和5年度の市民税額が必要な場合＞

対象	必要書類
①令和5年1月1日現在、伊丹市に住民登録がある方	税申告をされている場合、提出書類はありません。 ただし、未申告等により税情報が確認できない場合は、市民税の申告及び課税証明書の提出が必要となります。税の確認ができない場合は、新3号認定を受けられません。
②令和5年1月2日以降、伊丹市に転入された場合	令和5年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する書類(写し可)が必要です。 ●令和5年度市県民税 課税証明書

- ※ 海外赴任等で日本に居住していなかった場合は、別途ご相談ください。
- ※ 住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等の税額控除（調整控除を除く）を適用する前の市民税所得割額により決定します。
- ※ 直系尊属（祖父母、曾祖父母）と同居し、父母の年収（児童手当・児童扶養手当の収入を含む）が100万円以下の場合は、祖父母（いずれか一番高い方）の税額を含め決定します。さらに、祖父母の年収も100万円以下の場合は曾祖父母（いずれか一番高い方）の税額も含めます。世帯分離をしていますが同住所の場合は、同居扱いになります。二世帯住宅で、建物に共有スペースがある場合、同居とみなします。

＜認可保育所の入所待機児童について＞

既に、教育・保育給付認定第2号又は第3号を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所に入所できていない場合、施設等利用給付認定を受けることで、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センター等が無償化の対象となることがあります。認定を希望される方は、申請書＜様式2＞を提出してください。

ただし、育児休業中や求職活動を開始していない場合等、認定を受けられないことがあります。

3 保育の必要性を証明する書類

保育を必要とする状況を証明する書類として次の①～⑧の保護者の状況に応じた必要書類をご提出ください。（保育の必要性の事由【P.6 参照】に該当しない場合は提出不要）

※ 保護者それぞれの書類が必要です。

※ 教育・保育給付認定を受けていて、入所待機中の場合、添付を省略できる場合があります。
⇒【P.9＜認可保育所の入所待機児童について＞参照】

事由	必要書類	チェック欄	
		父	母
①-1 就労（育休・内定含む） ※月64時間（週16時間）以上	①就労証明書 ※勤務開始前に就労の事由（育休・内定）で認定申請をした場合、勤務開始後、職場に「 <u>在職・復職証明書</u> 」の記載を依頼し、提出が必要です。	☐	☐
①-2 就労（自営） ※月64時間（週16時間）以上	①就労証明書 ②自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届、名刺、HP、チラシ等）	☐	☐
②就学 ※月64時間（週16時間）以上	①在学証明書 又は 学生証の写し （入学予定の場合は合格通知等） ②カリキュラムの写し	☐	☐
③妊娠・出産 ※前8週間（多胎10週間）・後8週間）	①母子健康手帳の写し（氏名と分娩予定日が記載されているページ）	☐	☐
④疾病・障がい	①障害者手帳等の写し （身体障害者手帳4級以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上、療育手帳B以上） 又は <u>診断書</u>	☐	☐
⑤親族の介護	① <u>介護・看護・付添状況申告書</u> ②介護を受ける方の診断書（様式自由）の写し 又は 障害者手帳や介護保険証の写し（認定済みのもの）	☐	☐
⑥災害復旧	①罹災証明、災害復旧に従事していることが証明できる書類	☐	☐
⑦求職活動	① <u>求職活動状況報告書</u>	☐	☐
⑧虐待やDV	①保護命令やDV証明等の公的書類	☐	☐
⑨に該当し、父又は母どちらかの保育の必要性を証明する書類を提出できない場合			
⑨ひとり親家庭	下記いずれかの写し ・児童扶養手当証書 ・母子家庭等医療費受給者証 ・遺族基礎年金の受給がわかるもの ・戸籍謄本＋保険証（ひとり親家庭であって、子を扶養していることがわかるもの）	☐	☐
⑩離婚調停中で別居している（住民票も別住所となっていること）	裁判所からの呼出状 又は 離婚調停申立書（受付印があるもの）の写し	☐	☐

波線の書類は伊丹市指定の様式となります。

証明書類の提出有効期限は証明日より3ヵ月以内です。

【4】 施設等利用給付認定内容に変更が生じた場合

認定内容に変更があった場合は、認定変更届等が必要となります。

保護者様より変更に係る書類を提出いただいたうえ、認定変更を行います。

1 提出先・提出期限

【提出先】 在籍する施設※¹ 又は 伊丹市教育保育課（郵送可）

【提出期限】 変更希望月の前月 20 日

原則、変更の原因となる事由が判明した時点での事前申請となります。

遅くとも変更を希望する月の前月 20 日までに必要書類一式を提出いただき、希望月の 1 日からの認定となります。認定開始日の遡及はできないため、事前申請をお願いいたします。

※1 施設経由での提出が可能かは、施設に確認してください。施設経由により締切日まで
に教育保育課が受理できない場合がありますので、ご注意ください。

2 必要書類

(1) 認定区分に変更（新 2・3 号 ⇄ 新 1 号）が生じる場合

新規申請と同様の手続となりますので、詳細は P.8 「【3】 認定に必要な手続 2 必要書類」をご確認のうえ、必要書類を提出してください。

【対象】 幼稚園（私学助成）等を利用されている方で、保育の必要性の有無に変更が生じた場合

◆ 保育の必要性がなくなり、新 2 号・新 3 号から新 1 号に変更する場合

例）・保護者が退職し、退職後は就労意思がない場合

・親族の介護が必要なくなる場合

・子どもが満 3 歳で、保育の必要性があり、市民税課税世帯になる場合

① 施設等利用給付認定・変更申請書 <様式 1>

◆ 保育の必要性が発生し、新 1 号から新 2 号・新 3 号に変更する場合

例）・妊娠し、出産予定前後に預かり保育を利用する場合

・市民税課税世帯で保育の必要性があり、子どもが 3 歳児（年少）クラスになる場合

・週 16 時間以上の就労を開始する場合

① 施設等利用給付認定・変更申請書 <様式 2>

② 保護者全員分の保育の必要性を証明する書類

③ 保護者全員分の市民税所得割額を確認できる書類

（新 3 号で 1 月 1 日時点、伊丹市に住民票がない方のみ）、生活保護受給者証又は里親やファミリーホームを行う者であることを確認できる書類

(2) 認定区分に変更が生じない場合

「保育の必要性の事由」が変更になる場合や「世帯構成変更（結婚）」「転園」「退園」などが生じた場合、変更届の提出が必要です。

① 施設等利用給付認定変更届

② 保護者の保育の必要性を証明する書類^{※1}＜就労証明書等＞⇒【P.10 参照】

※1 結婚された場合や保育の必要性の事由が変更になる場合に提出が必要です。

① 認定を受けている保護者の「保育の必要性の事由」が変更になる場合

事例	変更届の添付書類	備考
就労で認定されている保護者が妊娠した	母子健康手帳の出産予定日記載部分の写し (変更届に出産予定日を記載すれば添付不要です)	予定日の8週(多胎児は10週)前の日の属する月の1日から妊娠・出産の認定に変更となります。 変更月の前月 20 日までに提出 してください。 ※出産後8週間目の日の翌日の属する月末日で認定が満了します。予定日より早く出産された場合、認定が1か月早く満了する場合があります。 例) 出産予定日が6月15日の場合、4月1日～8月31日までが認定期間。提出期限は3月20日。 実際は6月1日に出産した場合、満了日は7月31日に変更。
育児休業を取得する	就労証明書	就労で認定を受けていた方が、妊娠・出産の認定期間満了後、育児休業を取得される場合、妊娠・出産の 認定期間満了月の 20 日までに提出 してください。
・求職中や就学中で、週 16 時間以上の就労が決まった ・妊娠・出産で認定の有効期間が満了し、週 16 時間以上の就労をする	就労証明書	変更希望月の前月 20 日までに提出 してください。 切れ目なく認定を受けたい場合、求職や就学の認定満了日の翌日が属する月の前月 20 日までに提出してください。 例) 6月30日が満了日の場合、提出期限は6月20日 ※勤務開始前に就労証明書を取得し提出した場合、勤務開始後に「在職・復職証明書」の提出が必要です。
退職し、求職活動をする	求職活動状況報告書	退職日以降、20 日までに提出 してください。

② 上記①以外の場合

事由	必要な手続
伊丹市外に引っ越した(転出)	転出予定月の 20 日(転出日が1日の場合、前月 20 日)までに提出 してください。 認定は取り消されますので、引越先の市町村へ認定申請をしてください。
結婚した	新2号・新3号認定の場合、配偶者の 保育の必要性を証明する書類 が必要です。市民課での手続が完了次第、提出してください。 新3号で1月1日時点、伊丹市に住民票がない場合、 市民税所得割額を確認できる課税証明書 も必要です。
転園した	転園が決まり次第、提出してください。
退園した	退園が決まり次第、提出してください。

(3) 新2号又は新3号認定の方が、同じ事由で認定期間を更新する場合

新規申請と同様の手続となりますので、詳細はP.8「【3】 認定に必要な手続 2 必要書類」をご確認のうえ、必要書類を提出してください。

例) ・就学の期間が延長となり、認定期間を更新する場合

・入院等「疾病」の事由で認定を受けていた方が、入院期間が延びる等で保育のできない期間が延長される場合

① 施設等利用給付認定・変更申請書 <様式2>

② 保護者全員分の保育の必要性を証明する書類※¹

※¹ 以前に就労証明書等を提出している場合でも、改めて保護者全員分の書類が必要です。

③ 保護者全員分の市民税所得割額を確認できる書類

(新3号で1月1日時点、伊丹市に住民票がない方のみ)、生活保護受給者証 又は里親やファミリーホームを行う者であることを確認できる書類

※ 出産日より「妊娠・出産」の認定有効期間に変更が生じた場合は、申請は不要です。市において出産日を確認し、認定変更決定を行い通知します。

※ 原則、同年度内に求職活動の期間延長はできません(求職活動後、一旦勤務を開始し、就労の認定を受けたあと、退職した場合等は求職活動で再度認定を受けられることがあります)。

3 注意事項

- ◆ 退職等で認定事由が変わる場合や就労先の変更等、提出書類と状況が変更になった場合、書類提出が必要です。
- ◆ 認定期間満了後も保育の必要性があり認定申請する場合は、認定期間満了日翌日の属する月の前月20日（土日祝日の場合は前開庁日）までに手続を行ってください。
- ◆ 認定の有効期間以外は、給付の対象外となります。
- ◆ 認定開始日は、原則月の初日となり、遡及は行えません。
- ◆ 申請をしても認定を受けられない場合、認定を受けても利用する施設・事業の組み合わせ等によっては、給付の対象とならない場合があります。
- ◆ 施設等利用給付第2・3号認定の場合、保育の必要性を確認するため、毎年現況確認（書類提出を依頼）します。
- ◆ 市民税の課税状況によっては認定が取り消しとなることがあります。

○ **求職活動の事由の場合**（「求職活動」での認定は、年度に1回のみ取得可。異なる事由で認定の場合この限りではありません。）

例) <事由> 父：求職活動 母：就労 <認定有効期間> 4月～6月

6月末日で認定期間（3か月）が満了するため、6月20日までに「**求職活動**」以外の保育の必要性の事由にかかる認定申請書類の提出が必要です。

【4～6月で週16時間以上の就労を開始した場合】

①施設等利用給付認定変更届 ②父の**就労証明書**

3か月（求職期間）

4月	5月	6月	7月	8月	9月
----	----	----	----	----	----

○ **妊娠・出産の事由の場合**

妊娠・出産の認定有効期間は出産日より変更となります。

認定有効期間は、出産日から8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までとなります。

例) 11月15日に出産し、認定期間満了が1月末日の場合

認定満了後も認定を受けられる場合、1月20日までに認定申請書類の提出が必要です。
①施設等利用給付認定変更届 ②母の**必要性の証明書類**（育休取得の場合、就労証明書）

保育の必要性の事由が「妊娠・出産」のみの場合は、1月末日で満了となり手続き不要です。

12月	1月	2月	3月	4月	5月
-----	----	----	----	----	----

○ **勤務開始前に就労の事由で認定申請をした場合**

例) 4月に育児休業からの復職予定または採用予定

3月20日までに認定申請書類が提出された場合、認定開始日が4月1日の認定通知を送付します。
勤務開始後、職場に「**在職・復職証明書**」の記載を依頼し、速やかに提出してください。
提出がなければ認定を取消します。

3月（申請書提出）	4月（勤務開始）
-----------	----------

○ **就学の事由の場合（3月に修了）**

3月末日で認定期間が満了するため、3月20日までに認定書類の提出が必要です。

【就労の場合】 ①施設等利用給付認定変更届 ②**就労証明書**

【求職活動の場合】 ①施設等利用給付認定変更届 ②**求職活動状況報告書**

3月	4月
----	----

【５】 施設等利用費の請求について（償還払い）

施設等利用給付認定を受けた子どもの利用料の無償化給付の方法は、現物給付と償還払いがあります。償還払いの場合は、請求書の提出が必要となります。

無償化の対象	無償化給付の受け方	請求書の提出
① 幼稚園（私学助成）等の保育料（入園料含む）	現物給付 ^{※1} （市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）	不要 ^{※2}
② 伊丹市立認定こども園・幼稚園の預かり保育料	現物給付 ^{※1} （市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）	不要 ^{※2}
③ ②以外の認定こども園・幼稚園の預かり保育料 ④ 認可外保育施設等の利用料	償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から払戻しを受ける）	<u>必要</u>

※1 月額上限額（下記表を参照）を超えた部分は、施設へお支払いください。

施設等利用費の上限月額一覧

対象施設・サービス	0～2歳児 ^{※1} （満3歳児） ※市民税非課税世帯のみ	3～5歳児 ^{※2}	必要な認定 ^{※3}
① 幼稚園（私学助成）等	2.57万円	2.57万円	新1号、新2号 又は新3号
②③幼稚園の預かり保育	1.63万円 （無償化される額は450円×利用日数）	1.13万円	新2号又は新3号
④ 認可外保育施設等	4.2万円	3.7万円	新2号又は新3号
<参考 ^{※4} > 認定こども園、 幼稚園（新制度）、保育所、 企業主導型保育施設	利用料無償	利用料無償	現1号、現2号 又は現3号

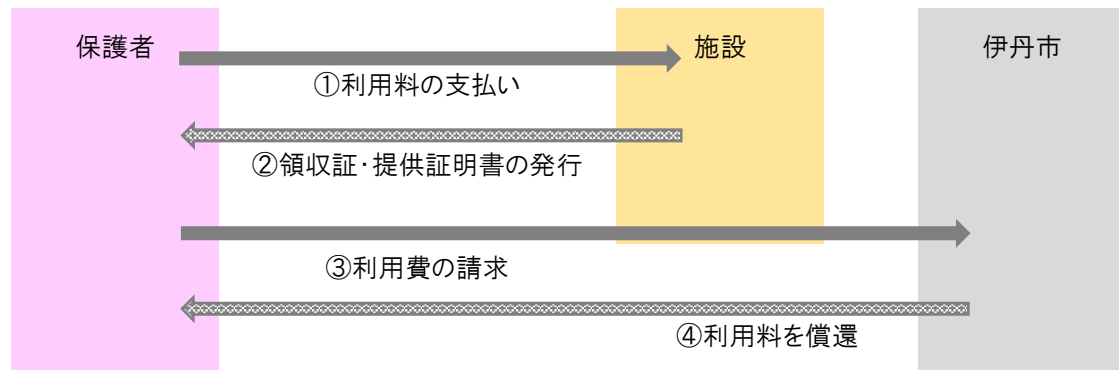
※1 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子ども

※2 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子ども

※3 現〇号は「教育・保育給付認定」、新〇号は「施設等利用給付認定」の便宜上の名称です。

※4 施設等利用費の給付対象ではありませんが、参考に掲載しています。

1 償還払いまでの流れ



2 施設から受け取る書類

利用料を施設へお支払いし、施設より以下の書類を受領後、市教育保育課へ指定様式により請求してください。

① 特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書

※ ファミリー・サポート・センター事業は、上記①の代わりに「援助活動の報告」

※ 施設によっては、様式が異なることがあります。

3 提出先・提出期限

【提出先】 原則、在籍する施設※¹

【提出期限】 在籍する施設が定める期日

対象月※ ²	請求時期※ ³	給付時期
4～9月分	10月頃	12月頃
10～3月分	4月頃	5月頃

※¹ 引越し等により施設経由で提出ができない場合や、施設より直接市へ提出要請があった場合は、市教育保育課へ直接提出することも可能です（郵送可）。

※² 6ヶ月分一括で受け付けします。ただし、途中退園等された場合は、そのとき請求書を提出していただいても結構です。

※³ 請求時期になりましたら施設を通じて案内、また市HPや広報にて周知します。

4 提出書類

(1) 認定こども園・幼稚園に通う新2号又は新3号認定者が教育時間終了後に利用した
預かり保育料の請求を行う場合

- ① 施設等利用費請求書（償還払い用）＜様式2＞
- ② 施設等が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」

(2) 幼稚園・認定こども園の利用がなく、一時預かり事業を利用している、認可外保育
施設等を利用している新2号又は新3号認定者が利用料の請求を行う場合

- ① 施設等利用費請求書（償還払い用）＜様式3＞
- ② 施設等が発行する「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書」
※ ファミリー・サポート・センター事業は、上記②の代わりに「援助活動の報告」

(3) 新2号又は新3号認定者が教育時間終了後に利用した預かり保育料と、一時預かり
事業、認可外保育施設、病児保育の併用分の請求を行う場合

(1)の請求書類をまとめていただき、主として使用されている施設へまとめて提出してく
ださい。

5 注意事項

- ◆ 請求できる期間は、認定通知書に記載されている有効期間のみです。
- ◆ ファミリー・サポート・センター事業は、「預かり」のみが無償化の対象となります。「預
かり」と併せて提供される「送迎」については、「預かり」と一体的に行われることから、
施設等利用給付（無償化）の対象となりますが、「送迎のみ」の利用は対象外となります。

6 施設等利用費の給付額算定例

(1) 幼稚園（私学助成）等の入園料、保育料

- 対象費用は、入園料と保育料
- 入園料は、入園料／年間在籍月数を各月に計上
- 上限額は、25,700 円/月

例 1) 入園初年度、12 ヲ月在籍、入園料：48,000 円、保育料 24,000 円/月の場合

			4月	5月	(省略)	3月
実額	入園料	a	4,000 円	4,000 円		4,000 円
	保育料	b	24,000 円	24,000 円		24,000 円
	計	c(a+b)	28,000 円	28,000 円		28,000 円
上限額		d	25,700 円	25,700 円		25,700 円
給付額(代理受領)		cとdの 小さい方	25,700 円	25,700 円		25,700 円
実質負担額		c-d	2,300 円	2,300 円		2,300 円

例 2) 6月入園、10 ヲ月在籍、入園料：48,000 円、保育料 24,000 円/月の場合

			4月	5月	6月	7月	(省略)	3月
実額	入園料	a			4,800 円	4,800 円		4,800 円
	保育料	b			24,000 円	24,000 円		24,000 円
	計	c(a+b)			28,800 円	28,800 円		28,800 円
上限額		d			25,700 円	25,700 円		25,700 円
給付額(代理受領)		cとdの 小さい方			25,700 円	25,700 円		25,700 円
実質負担額		c-d			3,100 円	3,100 円		3,100 円

例 3) 6月 15 日入園（6月の開所日数 22 日、在園日数 12 日）、
10 ヲ月在籍、入園料：48,000 円、保育料 24,000 円/月の場合

			4月	5月	6月	7月	(省略)	3月
実額	入園料	a			4,800 円	4,800 円		4,800 円
	保育料	b			24,000 円	24,000 円		24,000 円
	計	c(a+b)			28,800 円	28,800 円		28,800 円
上限額		d			14,010 円※1	25,700 円		25,700 円
給付額(代理受領)		cとdの 小さい方			14,010 円	25,700 円		25,700 円
実質負担額		c-d			14,790 円	3,100 円		3,100 円

※1 月途中入園の上限額：25,700 円×12 日（月の在園日数）／22 日（月の開所日数）
（10 円未満切り捨て）

(2) 預かり保育料

- 預かり保育の利用日数×450円で月毎に給付限度額を計算（下記の額が給付額上限）
- 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
11,300円/月
- 満3歳に達する日以降最初の3月31日までで保育の必要性があり、かつ市民税非課税世帯の子ども（新3号） 16,300円/月
- 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、一定基準の預かり保育が提供されていない※1 場合に限り、認可外保育施設、一時預かり、病児保育等の利用も無償化の対象
※1 「一定基準の預かり保育が提供されていない」とは、以下いずれかに該当する場合
 - ①教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満
 - ②開所日数が200日未満
- 認可外保育の無償化に係る給付額は、預かり保育の無償化上限額（月額1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の給付額を差し引いた額

例1) 4歳児が預かり保育料400円/日を月5日、800円/日を月10日利用した場合

		日額	利用日数	月額
実額	a	400円	5日	2,000円
	b	800円	10日	8,000円
	c(a+b)			10,000円
上限額	d	450円	15日	6,750円
給付額	cとdの小さい方			6,750円
実質負担額	c-d			3,250円

例2) 4歳児が預かり保育料400円/日を月15日、認可外保育施設3,000円/日を月5日利用した場合

			日額	利用日数	月額
実額	預かり保育料	a	400円	15日	6,000円
上限額		b	450円	15日	6,750円
給付額		c(aとbの小さい方)			6,000円
実額	認可外保育	d	3,000円	5日	15,000円
上限額 11,300円-c		e			5,300円
給付額		f(dとeの小さい方)			5,300円
実質負担額 (a+d)-(c+f)					9,700円

(3) 認可外保育施設等を複数利用する場合

例) 4 歳児が一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用した場合

			月額
実額	一時預かり	a	25,000 円
	病児保育	b	6,000 円
	ファミリー・サポート・センター	c	2,400 円
	計	d	33,400 円
上限額		e	37,000 円
給付額		f(dとeの 小さい方)	33,400 円
実質負担額		d-f	0 円

【6】よくある質問

<共通>

- Q 認定申請書類の提出を忘れていました。遡って、認定を受けられますか。
- A 認定開始日は原則月の初日となり、遡及は行えません。認定の有効期間以外は、無償化となりません。
- Q いつまでに手続をすればよいですか。
- A 認定希望月の前月 20 日までに必要な書類を伊丹市教育保育課に提出してください。
- Q 認定申請を行えば認定されますか。
- A 必ず認定されるわけではありません。
- Q 同じ幼稚園に通ったまま、他市区町村に引っ越しますが、保育料（利用料）は無償となりますか。
- A 施設等利用給付認定は、保護者の居住地の市区町村が行います。転入予定の市区町村にお問い合わせください。転出した市区町村にもお申し出ください。

<施設等利用給付認定第 2 号・第 3 号について>

- Q どちらかが働いていれば認められますか。
- A 子どもの父母ともに認定事由が必要です。
- Q 一度認められれば卒園まで継続しますか。
- A 年に 1 度保育の必要性を確認（現況届）します。また、有効期間は認定事由の必要な範囲となります。
- Q 施設等利用給付認定第 2 号・第 3 号認定を受け、状況の変化がない場合でも現況届の提出は必要ですか。
- A 保育の必要性が継続しているか確認するため、必ず年に 1 度提出を求めます。
- Q 来年から働く予定ですがどうすればよいですか。
- A 入園時点で対象とならない場合でも、状況に変更が生じ保育の必要性に該当することになれば認定申請ができます。
- Q 求職活動事由での認定有効期間中に仕事が決まりません。再度、求職活動事由での認定を受けることはできますか。
- A 児童 1 名につき求職活動事由での認定は、原則、同年度内に 1 度しか受けることができません。ただし、求職活動から就労に認定が変更されたあとに退職した場合等は、求職活動で認定を受けることができます。
- Q 妊娠・出産事由での認定開始前に自宅で安静にするよう主治医に言われました。認定を受けることはできますか。
- A 認定申請の添付書類として、母子手帳の写しと診断書（伊丹市様式）を提出ください。診断期間も妊娠・出産事由の認定を行います。

- Q 短期契約で更新はありません。どのような手続が必要ですか。
- A 就労証明書の記載が契約更新なしの場合、契約満了月末日までが認定有効期間となります。認定変更が必要な場合は、締切日までに手続が必要です。
- Q きょうだい2人を同時に申請する場合、就労証明書は父2枚、母2枚必要になりますか。
- A 施設等利用給付認定・変更申請書は児童1名につき1枚必要となりますが、保育の必要性を証明する書類は、父1枚、母1枚となります。
- Q 別居しています。ひとり親家庭となりますか。
- A 伊丹市教育保育課でひとり親家庭として認めるのは、離婚届が提出されている又は離婚調停中であり調停に関する書類のコピーが提出できることに併せて、住民票が別（世帯分離不可）であることです。一時的な別居や単身赴任等は認められません。
- Q 状況が変わり、保育の必要性がなくなった場合は申し出が必要ですか。
- A 必ず届出（施設等利用給付認定変更届）が必要です。教育保育課までご連絡ください。
- Q 育児休暇から5月に復帰する予定です。入園する4月から認定を受けられますか。
- A 保育の必要性がある5月からの認定となります。

【 7 】 市内の施設等利用給付対象施設一覧

令和5年7月30日時点の一覧です。

最新の情報は、市ホームページで確認してください。

市外の施設は、施設が所在する市又は各施設にお問い合わせください。

① 認定こども園

No	公私立	施設名	住所	電話	預かり	認可外保育施設等との併用可否
1	公	神津こども園	森本 1 丁目 8-25	072-782-0200	○	○
2	公	わかばこども園	御願塚 6 丁目 1-5	072-744-1331	○	○
3	公	さくらだいこども園	中野西 4 丁目 92	072-767-6192	○	○
4	公	ささはらこども園	野間1丁目 10 番 16 号	072-767-7127	○	○
5	私	西伊丹保育園	寺本5丁目373番地	072-783-2351	○	×
6	私	いずみ幼稚園	荒牧 7 丁目 6 番 21 号	072-778-0122	○	×
7	私	白ゆり幼稚園	春日丘 3 丁目 50	072-782-3077	○	×
8	私	伊丹ひまわりこども園	昆陽池 1 丁目 39 番地	072-777-2678	○	×

② 幼稚園（新制度）

No	公私立	施設名	住所	電話	預かり	認可外保育施設等との併用可否
1	公	伊丹幼稚園	桜ヶ丘 1 丁目 5 番 20 号	072-784-4872	○	○
2	公	ありおか幼稚園	伊丹 7 丁目 1 番 30 号	072-782-8397	○	○
3	公	いけじり幼稚園	池尻 6 丁目 231 番地	072-777-4102	○	○
4	公	みずほ幼稚園	瑞穂町 3 丁目 46 番地	072-782-8552	○	○
5	公	おぎの幼稚園	大野 2 丁目 159 番地	072-770-2460	○	○
6	公	こうのいけ幼稚園	鴻池 4 丁目 4 番 4 号	072-779-7825	○	○
7	私	王たるキリスト幼稚園	梅ノ木 5 丁目 3 番 1 号	072-772-2489	○	○

③ 幼稚園（私学助成）

No	公私立	施設名	住所	電話	預かり	認可外保育施設等との併用可否
1	私	二葉幼稚園	梅ノ木 2 丁目 1-10	072-772-6641	○	○
2	私	月影幼稚園	中央 2 丁目 8 番 30 号	072-775-0221	○	○
3	私	ロザリオ幼稚園	高台 5 丁目 27 番地	072-782-3837	○	○
4	私	美鈴月影幼稚園	昆陽東 5 丁目 2 番 61 号	072-781-0696	○	○
5	私	野間幼稚園	野間 8 丁目 9 番 7 号	072-779-7004	○	×

④ 認可外保育施設

No	施設名	住所	電話
1	富士学園	安堂寺町 6-402	072-782-4820
2	近畿中央ヤクルト荒牧保育ルーム	荒牧 3 丁目 9-26	
3	近畿中央ヤクルト昆陽の里保育ルーム	寺本 1-142	
4	子育て支援「あゆみ園」	荒牧 6 丁目 16-12	072-782-5039
5	たんぽぽ保育園	鋳物師 5 丁目 79	072-778-0500
6	まあや保育室	中野西 1 丁目 7-5	072-770-5203
7	SEI 伊丹キッズ	昆陽池 2-143	072-783-6486
8	Figs International School	安堂寺町 3-3-5-202	080-3104-3373
9	キッズライン(居宅訪問型) 梶原 弘美	個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人の住所・電話は記載していません。	
10	キッズライン(居宅訪問型) 片岡 知津		
11	キッズライン(居宅訪問型) 李 良熙		
12	キッズライン(居宅訪問型) 見岳 亮一郎		
13	キッズライン(居宅訪問型) 橋本 真希子		
14	キッズライン(居宅訪問型) 平井 誉子		
15	キッズライン(居宅訪問型) 佐川 明美		
16	キッズライン(居宅訪問型) 小出 倫子		
17	キッズライン(居宅訪問型) 小林 知子		
18	キッズライン(居宅訪問型) 陽田 典子		
19	キッズライン(居宅訪問型) 井上 裕子		
20	(個人) 西小路 真輝		

⑤ 一時保育

No	施設名	住所	電話	施設の種別	事業の種別
1	伊丹保育所	伊丹 5 丁目 1-5	072-782-3633	保育所	一般型
2	長尾保育所	北野 3 丁目 48 番 2 号	072-783-6793	保育所	一般型
3	伊丹うち保育園	野間北 5 丁目 3-1	072-781-1700	保育所	一般型
4	あそかの木保育園	中野西 1 丁目 165 番地	072-777-3890	保育所	一般型
5	自然保育園	鴻池4丁目9番12号	072-777-5890	保育所	一般型
6	クレヨン保育園	池尻 3 丁目 430-1	072-777-4732	保育所	一般型
7	風の子保育園	西野 5 丁目 309-2	072-767-1087	保育所	一般型
8	夢の木保育園	瑞穂町4丁目77番地	072-772-7881	保育所	一般型
9	伊丹クレセール保育園	北本町 2 丁目 131 番地 1	072-773-7671	保育所	一般型
10	ホピンスナ-サリ-スクール伊丹	中央 1 丁目 1 番 1 号 5F	072-744-1991	保育所	一般型
11	伊丹森のほいくえん(分園)	稲野町 3 丁目 3 番地 1F	072-779-7699	保育所	一般型
12	アートチャイルドケア伊丹	平松5丁目 2 番 17 号	072-781-0230	保育所	一般型
13	すくすくキッズ保育園	東野1丁目 21-1	072-743-9090	保育所	一般型
14	心音つばさ保育園	瑞原 2 丁目 52	072-777-0283	保育所	一般型
15	千僧森のほいくえん	千僧 5 丁目 158-1	072-741-4923	保育所	一般型
16	第二自然保育園	鴻池4丁目 6 番9号	072-782-5777	保育所	一般型
17	京進のほいくえんHOPPA伊丹千僧	千僧2丁目 140-5	072-764-6561	保育所	余裕活用型
18	伊丹ひまわりこども園	昆陽池 1 丁目 39 番地	072-777-2678	認定こども園	一般型
19	イタミ・サン保育園	中央5丁目 2-24	072-777-5144	小規模保育施設	余裕活用型
20	伊丹くじら小規模保育園	南本町 1 丁目 1-12 1F	072-782-9410	小規模保育施設	余裕活用型

21	伊丹はぐくみ若菱保育園	若菱町 2 丁目 46 番地	072-784-8993	小規模保育施設	余裕活用型
22	伊丹ひかりの木保育園	中野東 2 丁目 60 1F	072-784-3015	企業主導型保育	一般型
23	はるかぜ保育園	大野 1 丁目 59-3	072-783-3388	企業主導型保育	一般型
24	伊丹ひかりの木保育園昆陽	昆陽 7 丁目 105-2 サンハイツ昆陽 1F	072-767-7164	企業主導型保育	一般型
25	伊丹池尻保育園	池尻 4-9-14 リバーサイド池尻	072-767-1195	企業主導型保育	一般型
26	伊丹森のほいくえん	稲野町 5 丁目 76	072-779-7699	企業主導型保育	一般型
27	荻野クレヨン保育園	荻野 1 丁目 22 番	072-777-4732	保育所	一般型
28	伊丹はぐくみ中央保育園	中央 4 丁目 6-9	072-772-8993	保育所	一般型
29	伊丹はぐくみ南野保育園	南野北 1-2-18	072-772-8993	保育所	余裕活用型
30	夢の森保育園	大鹿 5-50-1	072-785-5552	保育所	一般型

⑥ 病児保育

No	施設名	住所	電話	事業の種別
1	ホピンスナー・サリースクール伊丹	中央 1 丁目 1 番 1 号 5F	072-744-1991	病児対応型
2	みどり保育園	昆陽池 1 丁目 100	072-777-5775	病児対応型
3	トイロロ保育園伊丹	千僧 6-190-2 Grand Court 伊丹 2F	072-784-1066	病児対応型
4	なないろ保育園	昆陽南 1 丁目 1-5 ディオフェルティ伊丹昆陽	072-773-5003	病児対応型
5	伊丹池尻保育園	池尻 4-9-14 リバーサイド池尻	072-767-1195	体調不良児対応型

⑦ ファミリー・サポート・センター

No	施設名	住所	電話
1	伊丹市育児ファミリー・サポート・センター	広畑 3 丁目 1 番地 伊丹市立地域福祉総合センター(いたみいききプラザ)1 階	072-772-4560